時事新報の石版附錄
板垣伯の肖像

曩に讀者投票の結果に因り時事新報の石版附錄と爲す可き板垣伯の肖像は去月中旬寫し取りたる伯の寫眞を本とし之を美麗なる石版畫となし本月八日の時事新報に添へて讀者に配布す

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報社へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ぜらるゝ方多きが如し爲めに今日まで行違ひを生したる場合も尠からず就て願ふは今後本社に記事論說を寄稿せんとせらるゝ方は直接に本社に向け發送せられたし

時事新報

社會復古論（昨日の續）●

社會の現狀前述の如くにして昔日の比に非ずと雖も現在の有樣に滿足せず更に進んで新地位を求めんとする所謂望蜀の情は人生に止み難きものにして例へば最上の安樂椅子にても之に凭ること久しきときは坐に堪へざるの念を生じて却て以前に嫌ひたる席に移ることを欲するが如く社會全體の擧動も之と同樣にして今や此社會は永年月間の苦辛を以て漸く舊組織の羈厄を脫したるものなれども現在の新組織は割合に自由あるにも拘はらず尙は全く缺典なきに非ざることを發見し社會の人情これに堪ふること能はずして更に新組織を組織せんことを希望せり而して其新組織なるものは外見は兎も角も主義精神に於ては今の社會が數代間の盡力を以て漸く羈厄を脫したる强迫協力の組織に外ならざるが如し抑も人間の勞働するや必ず仕組なきを得ずして任意協力の仕組果して不可なるときは之に代ふるに强迫協力の仕組を以てせざる可らず即ち自由競爭の下に雙方の合意に成るものを非とするときは權力を以て之を命ずるの外なければなり左れば其新組織たる外見名義に於てこそ國王の臣下なる諸侯の又その臣下なる主人の下に屬する奴隸勞働の舊組織に同じからざれども實際に於て勞働者の組を分て之に頭取を置き頭取の上に監督人を置き其監督人は郡の支配人に屬し又其支配人は州の長官に屬し而して其長官も亦中央政府の下に屬するの一段に至りては全く舊法と其主義を同ふするものにして即ち此仕組にすれば社會に階級の區別を爲さゞるを得ずして又その下級のものは上級のものに對して次第に從順を表せざるを得ず蓋し此一段は社會黨共産黨輩の未だ曾て研究せざる所にして彼輩は今の社會の仕組に於て人々その身の自治を謀るの風を見て面白からずと爲し社會の多數は現に其堵に安んずるにも拘はらず更に社會の全體をして各個人を支配せしむるの上策たるを喋々すれども其實際の手段方法に至りては寧ろ無頓着なるものと云ふも可なり若しも果して此說に隨ひ各個人の始末を以て社會全體の支配に任ずるものと爲すときは社會は其事に支出する歲入なきを得ずして此歲入は之を各個人に求めざる可らず即ち各個人は其所得を社會に供給し其歲入を支ふるの義務あるものにして其業に就くに當りては先づ他の命令に從ふて勞働の種類時間場所を定め又その衣食住の指圖をも仰がざる可らず斯の如くにして各個人たるものは唯社會の支配人の命令に從ひ一樣平等の配分を受るに止まり實際に勞働するものは必ずしも報酬なく報酬を受くるものは必ずしも勞働するものに非ずして社會の殖産上に競爭の事もなく又賣買の沙汰もなくして而も勞働者は其勞に對する報酬を得ざるのみならず苟も其命令に從はざるときは忽ち業に就くの場所を失ふて路頭に迷はざるを得ず如何となれば若しも勞働の場所を限らずして其去就を自由にするときは到底この仕組の實行を見ること能はざればなり其有樣を形容すれば殖産社會を待遇するに軍律を以てし將校士官以下何れも上官の命を聞て勞働者なる隊伍を率ゐ汝等は須らく其職務を守り其分に安んず可しと命令するものゝ如し而して之に反對する論者の言に社會主義に於ては勞働者が其支配人を推擧し其命令を聞くは前記の說の如しとするも是種の支配人は社會多數の輿論の下に在るものなれば輿論の制裁は以て彼等の擧動を公正ならしむるに足る可し而して若し萬一にも不正の擧動あらば多數の投票を以て之を退くること容易なるが故に支配人の專横は毫も掛念す可らずとの說を爲すものありて一時或は世論を瞞着するが如くなれ共實際に於ては其所論の甚だ空漠たるを見る可し今夫れ鐵、銅又は木片を以て造りたる機械と肩肉血液もしくは神經より成立したる有機體と比較し而も一方は蒸氣水力の無機力を以て運轉し一方は神經腦髓を以て活動するを見れば其構造の孰れが簡單複雜なるやは今更いふまでもなく其運動の方法に至りても雙方を比較すれば寧ろ無機體に於て一定の法則あるを知る可し然れども實際に至りて新器械の發明者と雖も前以て其器械の運動を正確に測量し得るものなく試みに專賣特許の表を一覽すれば如何なる器械にても一擧にして全く成功を告げたるの例は極めて稀れなり即ち發明者の設計は頗る美なるが如くなれども扨實際の運轉となれば一毫の差忽ち千里の謬を來して最初の目的に齟齬することを免れざればなり果して然らば其運動の容易に前見す可らざる有機的の團體をして一定の仕組に從はしめんとするの困難なるは申す迄もなく況んや其團體中の各分子と雖も其擧動は往々推測す可らざるものあるに於てをや實際の手段は極めて困難なりと云はざるを得ず蓋し論者の如きは社會多數の擧動は必ず自家の想像の如く正直公平なる可きを盲信し只管その盲信を實にせんとして却て論者輩の如く今の社會の現狀に對し不平を喋々するものは畢竟社會の多數に自信の心乏しきを示すに足るの事實を忘却したるものと云ふ可し紙上の憲法は其結果を實驗したるものゝ常に冷笑する所なれども紙上の社會論も亦心あるものに向ては同樣の待遇を受けざるを得ず佛國革命の先導者と爲り新政體を組織したる輩も其當初に於ては其新制度の第一着手は自家の頭上に落ち來りて自から其首を失ふことをば夢にだも見ざりしことならん又北米合衆國の獨立を主唱し其共和政體を創立したる人々も數代を經ずして其立法權は小人輩の手に歸し行政權は官途熱心者競爭の機關と爲り政治上の運動は黨派間の權衡を維持する外物の爲めに左右せられ國會議員の撰擧人は毫も一個の見識を有せずして唯多數の赴く所に投票し高尙の志ある士人は政治營業者の輕蔑侮辱を蒙りて政治社會の外に退隱するが如き今日の情態を豫想したるものある可らず要するに政治の仕組あり社會の仕組あり人爲の改造に成りたるものが最初の目的を全ふしたるの例は甚だ稀れにして其然る由縁の一大原因あるを知らざる可らず（以下次號）

雜報

○是正 左の通り申來りたれば前報中誤謬の廉を是正す

貴社新聞第三千三十六號雜報欄内に風船より出火と題する事項中に事實相違の廉あるに付左の全文を御掲載にて正誤有之度此段申進候也

一 巡行之警官は火器を弄することを頗る危險なれば再三制止云々は全く無根のことにて警官は平勝藏の屋上に發火して後駈け付かれたり

二 中にも教員生徒は平勝藏の屋上より發火するを認むるや身命をも顧みず或は屋上に攀上り或は濡れ蓆を以て防火に從事し居る内備付のポンプ馳來り共に力を合せて働きしも同村は平常水不足の場處にて意の如くならず遂に全燒四十一戸半燒二戸にて鎭火したり

明治廿四年六月一日 米澤市 興讓高等尋常小學校

○銀行條例修正案の缺點 昨年法律第七十二號を以て發布したる銀行條例は銀行事業を確實ならしむるに於て尙は物足らぬ廉ありと謂ふ所より京濱同盟銀行の總會にて之が調査委員五名を撰擧し委員は其後屢々評議を凝らして第一條及び第五條を改め更に六箇條を加へて都合十七條とし之を修正案として同盟銀行の總會に附することゝ爲したれど同案に就ては世間の異論も少からず其內改正の主眼たる資本金の制限に對しての反對說もあれば好し右の總會を通過するも政府及び議會に同意せしむるまでには隨分少からざる困難ある可く又同案中にて更に改訂する箇條等も少からざるべきものゝ由なるが今又日本銀行の重なる人々が此案に對して有する意見ありと云ふを聞くに抑々銀行條例修正の精神は現存の法律が指定せる制裁を不足として一層取締を綿密にせんとするものにして絕對的に考へて之れが利害を判斷せんとせば或は寧ろ此干涉を非とすべきものならんと雖も今の日本の金融社會の狀態より見れば少しく立入り過ぐることも亦已むを得ざるものあるべし去れば修正の精神は如何にも尤もありとして其修正案を見るに其精神を實際に貫くこと能はず干涉の繁雜ありて取締の實効なきが如き廉々なきにあらず即ち同案第三條に據れば人口十萬人以上の市に二十萬圓以上、十萬人以下二萬五千以上の市にて十萬圓以上、二萬五千以下の地に於ては五萬圓以上と三樣の制限を銀行の資本金に設けあり其理由とする所は銀行事業の如きは小資本にて利益あるものにあらねば資本金に制限

を置きたりとて
に取りて更に不都
限として如何なる
こととなさば高利
しめ確實なる營業
すに至ることは今
ふにあり甚だ道理
本金に制限を置く
を及ぼさゞるべ
口二萬五千以下の
京の眞中に其支店
して人口二十萬以
定めも無効に屬
以上の都市に支店
の地にありても
本を要することと
の制限を置て嵌
置くには資本と
其効を奏せざる
は一人又は一會社
を超過する金額
とありこれは銀行
社に對し資本金
は割引の爲に
るものあるが此條
は不時の用に
ず其性質全く
と同一視し「資本
の性質より見て
用し得ずと爲し
理なり委員が斯く
を省きたる理由
となれど手形擬
めんと欲する此
あり抵當を取りて
手形の割引の如
爲には貸付より
當なるに裏腹の
次に修正案第十條
爲す者の爲めに
りて役員自身が
人となりて間接に
主となりて之れを
ることも勿論なる
左手を縛して右手
るべからず又第
に違反したる事業
法第二百六十二條
爲」と云ふが如き
を指すべきや容易
律にありてはイ
餘り太古の筆法
し云々と云ふにあ
く他に日本銀行
れば右の意見も
應之を述べ置き
問ひ又更に審
ありと